

五監公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年1月31日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇

剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3. 監査の対象

五泉市交流拠点複合施設 ラポルテ五泉
（指定管理者 まるっと五泉プロジェクト）

生涯学習課（指定管理に関する事務の所管課）

4. 監査の範囲

令和5年度出納その他の事務の執行状況

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和5年12月27日～令和6年1月25日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 設備の不具合について点検時に指摘され、対応について業者に相談しているものの、検討するという回答を受けたまま長期にわたり放置している。
また、別の指摘事項については、対応の遅れにより怪我人が発生している。
事故を未然に防ぎ、来場者が安心して施設を利用することができるよう、不具合については早急な対応により解消を図り、主管課である生涯学習課と連携し適正な安全管理に努められたい。
- ② 事故発生時の報告について、現状では警察、消防（救急）等を要請したもの以外については、口頭での報告及び月次報告書への概要記載とし、書面での事故報告書が作成されていない。
小さな事故であっても軽視せず、書面で報告書を作成することにより指定管理者と所管課において情報共有し、再発防止及びリスク管理に努められたい。
- ③ 施設利用許可の手続きについて、五泉市交流拠点複合施設管理規則で定められたものと異なる運用をしている。規則にのっとった適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

当施設は、「文化振興」「産業振興」「子どもの遊び場や休憩機能」を併せ持つ、憩いと賑わいの場として整備されている。積極的かつ効果的なイベントの企画、情報発信により、目標を大きく上回る多数の来場者が訪れ、賑わいを創出し、収益を上げていることは評価に値する。

今後は、施設の安全管理、更なる職員の資質向上等、目立たないが重要な業務にも注力し、適正な管理運営により、繰り返し訪れたい施設となるよう努め、五泉市のゲートウェイとして地域振興、活性化に引き続き貢献されたい。